

SOS ニュース

近隣トラブルシリーズ【1】

※ 隣近所ともめたときの対処法

一口に隣近所のトラブルといっても、その内容はさまざまです。

この隣近所のトラブルを大きく分けると、次の4つのパターンに分けられます。

- (1) 土地と建物をめぐるトラブル
- (2) 生活環境をめぐるトラブル
- (3) 近所付き合いをめぐるトラブル
- (4) 事故と損害賠償をめぐるトラブル

隣近所との紛争を規制する法律には、民法の他、刑法、建築基準法、環境基本法、公害紛争処理法、大気汚染防止法、騒音規制法などがあります。また、市区町村など地方自治体の日影条例やペット条例、マンションの管理規約や団地自治会の各種規約も紛争解決には重要な規定です。

< 近所付き合いだからと泣き寝入りしない！！ >

隣近所とのトラブルは、相手方が明らかに法律や条例に違反しているとは限りません。直接違反行為はないが、結果的に互いの生活権を侵害し、もめごとで発展する場合も少なくないのです。

たとえば、試験間近の受験生が、隣家に住む深夜帰宅が常態のサラリーマンに、勉強のジャマになるから帰宅後余り生活音を出さないでくれと要求できるでしょうか。法律や条例などの規制に反する騒音（時間や場所で異なる）や、それに類するものなら、サラリーマンは受験生の生活権（静かに勉強できる環境）を侵害しています。

たとえば、防音装置のない部屋で消音器も付けずに楽器を鳴らしたり、ラジカセやCDのボリュームを一杯にしてかけている場合など、法律上も受験生の要求は認められると思います。

しかし、紛争原因の生活音が単にシャワーや普通の話し声だとしたらどうでしょうか。もし、受験生の言い分をそのまま認めると、帰宅したサラリーマンはシャワーも使えず、家族との会話もできないことになり、非常に不便

な生活を強要される結果になってしまいます。たとえ受験生の生活権を保護するためとはいえ、ここまでガマン（受忍限度という）を強いられる義務はないでしょう。

このように、隣近所の紛争は「正」対「悪」という対立の構図ではなく、「正」対「正」の争いも少なくないのです。そのため、当事者双方が自分の正当性だけを主張しすぎると、まとまる話もまとまりません。そして、一度話がこじれると、法律論よりもむしろ感情論が先行してしまい、判決が出ても、感情的なシコリは永遠に消えないでしょう。

といって、不満を抱えたままガマンしても、近所付き合いがうまくいくとは限りません。権利を侵害されたときは、たとえ親しい隣人であっても、その侵害を止めるよう要求すべきです。

ただ、その場合には、相手側の言い分もキチンと聞き、譲れるところは譲るという気持ちで事に当たってください。要は、隣近所との間で、トラブルを泥沼化させないということが肝心なのです。

（自由国民社版 知っておきたい暮らしの法律<sup>④</sup>事典より）